

「システム障害等により売買内容の通知に不備が生じた場合の取扱い等について」
に寄せられたパブリック・コメントの結果について

2021年6月7日
株式会社東京証券取引所

東京証券取引所（以下「当取引所」という。）では、システム障害等により売買内容の通知に不備が生じた場合の取扱い等について、その要綱を2021年3月29日に公表し、4月28日までの間、広く意見の募集を行いました。ご意見をご提出いただいた皆様には、本件につきましての検討にご協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は、以下をご覧ください。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ①売買が成立した旨の通知については、貴取引所が、システム障害等により、当該通知に不備があったことを知った場合の再通知(以下、「再通知」という。)。と、取引参加者に対して約定成立通知を送信できない状態の場合のファイル形式(約定状況一覧)による提供(以下、「再通知等」という。)が記載されています。こうした再通知等は、貴取引所にシステム障害等が発生し、システム障害等による売買停止が行われたことが前提となっていると理解しています。 <p>この理解に基づくと、システム障害等による売買停止が行われた場合には、呼値が有効のまま売買を再開するケースと、呼値が取り消されて(呼値の効力を失わせて(改正呼値に関する規則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①取引参加者において約定の状況を確認することは、再発注に向けた準備をするにあたり必須のことと考えておりますので、正常に約定成立通知を送信できていないような障害が発生した場合には、再開後の売買参加の可否について検討していただく前提として、約定状況一覧の提供等は迅速に行う予定です。 <p>一方、呼値の取消しについては、売買再開に向けた手順の一部であり、約定の状況や再開手順の詳細等について取引参加者に案内した後、売買を再開できることとなった場合に、再開に向けた手順を進める中で呼値の取消しを行うこととなりますので、呼値の取消しを行うタイミ</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>第3条))売買を再開するケースがあるところ、後者のケースでは顧客の委託注文が有効であることから取引参加者には事実上再発注義務が生じます(改正受託契約準則第9条)。このため、取引参加者は、再通知等で提供された約定分以外の有効注文を確認、整序した上で再発注する必要があります。</p> <p>そこで、再発注に係る取引参加者側の実務の混乱を最小限に抑え早期に再発注態勢を確保する観点から、貴取引所は必ず約定に係る再通知等後に呼値の取消しをする(呼値の効力を失わせる)という手続きを規則に明記し、ルールとして徹底していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ②顧客の委託注文については、どの注文が約定しどの注文が取り消されたかの確認、また、取引参加者と顧客との間の取決め又は顧客からの指示(改正受託契約準則第8条)による数量・値段等の訂正・取消しの確認が非常に重要となります。このため、約定成立通知を送信できない状態の場合におけるファイル形式(約定状況一覧)の提供(以下、「約定状況一覧提供」という。)については、取引参加者の売買注文が特定の仮想サーバ毎に管理されている状態を前提にして、有事における取引参加者側の委託注文の再発注に係る業務負担をできるだけ軽減し早期の再発注態勢を確保する観点を重視し、各取引参加者が複数の仮想サーバを利用している場合には、各取引参加者が仮想サ 	<p>ングは取引参加者への約定状況の案内をした後となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ②約定状況一覧には入力元となる仮想サーバ番号についても収録いたしますので、当該ファイルを確認することによって、各取引参加者において、仮想サーバごとの約定状況について把握していただくことが可能です。なお、約定状況一覧の提供方法等については、今後も障害訓練等を通じて継続的に改善を図ってまいります。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
2	<p>サーバのグループピングの指定ができることとし、指定した仮想サーバのグループ毎に約定状況一覧提供を行うとする取扱いとしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①「当取引所は、システム障害等により、売買が成立した旨の通知に遅延、欠落その他の不備があったことを知った場合には、当取引所がその都度定めるところにより、売買の内容を改めて売方取引参加者及び買方取引参加者に対して通知することを明確化します。」とあるが、障害発生時に取引所より誤った通知（約定通知や失効通知等）は送信されないと理解してよいか。 ・ ②備考欄に「当取引所と取引参加者で認識している約定の状況に齟齬が生じているおそれがある障害が発生し、取引参加者に対して約定成立通知を送信できない状態の場合には、当取引所から売買の内容を遅滞なくファイル形式（約定状況一覧）で提供します。」とあるが、障害中に約定成立通知を送信できないものは、復旧作業完了後、注文受付再開前に取引参加者に対して、有効な約定成立通知を電文で伝送する仕組みを取引所側に構築することとしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①まず、当取引所としては、取引所システムで正常に処理され、取引参加者に送信した約定成立通知は、原則として有効なものとして取り扱うこととし、誤った約定成立通知を取引参加者に送信することがないように対処を行ってまいります。ただし、システム障害等により約定成立通知に何らかの不備が生じる可能性もありますので、そのような場合には、約定状況一覧の提供等により当該不備を解消することとしております。 ・ ②ご指摘のように、障害により約定成立通知を送信できていなかった場合には、まずは取引所側において、約定成立通知を送信可能な状態になるように復旧作業を行います。復旧作業によっても約定成立通知を送信できない状態の場合に、約定状況一覧を提供することを想定しています。

提出者：1＝株式会社だいこう証券ビジネス、2＝三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

以 上